

(健Ⅱ367F)

令和2年12月11日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

医療機関、高齢者施設等の検査について

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、令和2年11月20日（健Ⅱ344F）「医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）」をもって、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者の方々に発熱等の症状を呈している方々に対する検査の実施のための積極的な対応について、お知らせいたしました。

今般、陽性者が確認された医療機関、高齢者施設等での医療・介護従事者への対応について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに別添事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年12月8日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

医療機関、高齢者施設等の検査について

医療機関、高齢者施設等の検査の徹底をお願いしてまいりましたが、今般、陽性者が出た場合の取扱いについて、以下のとおり、とりまとめましたので周知いたします。

記

- 医療機関、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、14日間の健康観察の対象となる濃厚接触者の範囲の特定は、陽性者の行動歴等に基づき保健所が行うものであり、一律に、医療・介護従事者全員を14日間の健康観察の対象とすることを求めているものではないこと。
- 濃厚接触者に該当しない医療・介護従事者に対して、幅広く検査を実施する場合、個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、検査対象者は、濃厚接触者として取り扱うこととはしないこと（14日間の健康観察の対象とはしない）¹。
この場合、検査対象者は、健康観察の対象外であり、引き続き、従事可能であること。

¹ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その3）（8月21日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>

- 原則として、医療機関で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、医療従事者が感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと²。(感染予防策については、新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その3)(10月2日事務連絡)を参照)

- なお、重症化リスクの高い集団に接する医療・介護従事者で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をいただきたいこと³。

²新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その3)(10月2日事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678575.pdf>

³医療機関、高齢者施設等の検査について(再周知)(11月16日事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>